

## 山口県健康エキスパート薬剤師登録要綱

### (目的)

第1条 県民の健康維持・増進への取組の支援及び受診が必要な県民を早期に医療につなげるため、薬学的な健康サポートにより総合的に県民の健康等ニーズに対応できる薬剤師を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 山口県内で活動する薬剤師のうち、第4条に定める登録要件を満たし、在宅医療への対応に加え、地域において学術的な知識、経験などを活かして、医療・健康・保健等から総合的に県民の支援を行う薬剤師を「山口県健康エキスパート薬剤師」(以下「健康エキスパート」という。)とする。

### (責務)

第3条 健康エキスパートの責務は、次のとおりとする。

- (1) 県民の健康維持・増進のために健康サポートの取組を行うこと
- (2) 安心・安全な薬の使用のための支援を行うこと
- (3) 関係機関と連携すること
- (4) 休日・夜間対応及び在宅医療対応に努めること

### (登録要件)

第4条 健康エキスパート登録を行おうとする者は次のいずれかを満たす者とする。

- (1) 健康サポート薬局研修を修了した薬剤師(ただし、健康サポート薬局研修(技能習得型研修及び知識習得型研修の両方)を受講した者も同等とみなす。)
- (2) 前号に掲げる者と同等以上であると知事が認める薬剤師

### (登録)

第5条 健康エキスパート登録を行おうとする者は、様式第1号により登録申請を県に提出するものとする。

- 2 県は、前項の規定により登録申請を提出したものが前条の要件を満たしているときは、名簿に登録を行う。

### (登録証の交付)

第6条 県は、健康エキスパートとして登録要件を満たす者に対して、様式第2号により登録証を交付する。

### (公表)

第7条 県は、山口県ホームページ等において、健康エキスパートを公表する。

(変更)

第8条 健康エキスパートは、氏名及び登録情報に変更が生じた場合は、様式第3号により変更届を県に提出するものとする。

(書換え及び再交付)

第9条 健康エキスパートは、氏名の変更及び登録証を破り、汚し、又は失ったときは、様式第4号により登録証の書換え又は再交付の申請を提出することができる。

(研修及び取組)

第10条 健康エキスパートは、毎年度、研修の受講と取組を行うこと。

(1) 研修

ア 県が認める研修の受講

(ア) 第4条(1)の薬剤師 5時間

(イ) 第4条(2)の薬剤師 15時間

イ 県が主催する統一健康サポート研修の受講(義務受講)

(2) 取組

ア 地域で実地に行う健康サポート

(登録の辞退)

第11条 健康エキスパートは、第4条の登録要件に該当しなくなった場合及び登録を辞退する場合は、様式第5号の登録辞退願を提出するものとする。

(登録の取消し)

第12条 県は、健康エキスパートが次のいずれかに該当することが確認された場合には、登録を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する登録要件に該当しなくなった場合

(2) 第10条に規定する研修の受講又は取組を行わない場合

(3) 健康エキスパートとしてふさわしくない事由が発生した場合

2 県は、前項の規定により登録を取消した場合は、様式第6号の登録取消通知書により通知するものとする。

3 前項の規定により登録取消通知書を受領した者は、速やかに登録証を返還しなければならない。

(報告)

第13条 健康エキスパートは、毎年4月末までに、様式第7号により前年度の取組結果の報告を行うものとする。

2 健康エキスパートは、前項の状況について、県及び県民の求めがあった場合、記録等により提示できるようにしておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は別にこれを定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月5日から施行する。